

その他

誤認される おそれのある表示

その他、まぎらわしい、または正しい判別を困難にさせる表示を特に指定し、禁止しています。



その他の不当表示の例

無果汁の清涼飲料水等についての不当な表示



無果汁・無果肉又は果汁5%未満の清涼飲料水、乳飲料類、アイスクリームなどについて、「無果汁・無果肉」であること又は果汁・果肉の割合(%)を明瞭に記載しない場合、以下の表示は不当表示となります。

- ・果実名を用いた商品名の表示
- ・果実の絵、写真、図案の表示
- ・果汁・果肉と似た色、香り、味(=表示)

商品の原産国に関する不当な表示



商品に原産国が明示されていないなど、原産国を判別することが困難な場合、以下の表示は不当表示となります。

- ・原産国以外の国名、地名、国旗等の表示
- ・原産国以外の国の事業者、デザイナー名、商標などの表示
- ・国内産の商品について文字表示の全部又は主要部分が外国の文字で示されている表示
- ・外国産の商品について文字表示の全部又は主要部分が和文で示されている表示

消費者信用の融資費用に関する不当な表示



消費者信用の融資費用について、実質年率が明瞭に記載されていない場合、以下の表示は不当表示となります。

- ・アドオン方式による利息、手数料その他の融資費用の率の表示
- ・日歩、月利等年建て以外による利息、手数料その他の融資費用の率の表示
- ・融資費用の額の表示
- ・返済事例による融資費用の表示
- ・融資費用の一部についての年建てによる率の表示

不動産のおとり広告に関する不当な表示

不動産の取引において、消費者を誘引する手段として行う以下の表示は不当表示となります。



- ・実在しないため、取引できない不動産についての表示(例…実在しない住所・地番を掲載した物件)
- ・実在するが、取引の対象となり得ない不動産についての表示(例…売約済みの物件)
- ・実在するが、取引する意思がない不動産についての表示(例…希望通りに他の物件を勧めるなど当該物件の取引に応じない場合)

おとり広告に関する不当な表示

一般消費者を誘引する手段として行う以下の表示は不当表示となります。



- ・取引を行うための準備がなされていない場合のその商品・サービスについての表示
- ・商品・サービスの供給量が著しく限定されているにもかかわらず、その旨を明示していない表示
- ・商品・サービスの供給期間、供給の相手方又は顧客一人当たりの供給量が限定されているにもかかわらず、その旨を明示していない表示
- ・実際に取引する意思がない商品・サービスについての表示

有料老人ホームに関する不当な表示

有料老人ホームの施設・設備、サービスについての以下の表示は、不当表示となります。



- ・入居後の居室の住み替えに関する条件等が明瞭に記載されていない表示
- ・介護サービスを提供するのが有料老人ホームではないにもかかわらず、そのことが明瞭に記載されていない表示
- ・夜間ににおける最小の介護職員や看護師の数など、介護職員等の数が明瞭に記載されていない表示など